

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく指針

平成14年5月

熊 本 県

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号） 第4条の規定に基づく県の指針

本県においても、大量生産という時代の流れを反映し、県民の生活様式が多様化していく中で、住宅や道路といった地域経済の基盤となる社会資本の整備や更新が進み、それに伴って建設産業から大量の建設資材廃棄物が排出されており、産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）及びその最終処分量に占める建設資材廃棄物の割合も高いものとなっている。その一方で、廃棄物の処理施設の確保がこれまでも増して困難となってきたほか、建設資材廃棄物の不法投棄などの、建設資材廃棄物の処理に関する問題が深刻化している。

また、国においては「循環型社会形成推進基本法」が制定され、資源やエネルギーのより一層の効率化の推進やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷を少なくすることが求められている。

このような状況の中で、本県における生活環境の保全と健全な経済の発展を確保するためには、関係者の適切な役割分担の下で、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図っていくことが重要である。

この指針は、このような認識の下に、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」（以下「法」という。）第4条に基づき、国の基本方針に即して、熊本県における「建設工事に係る資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理」を図るため、必要な事項を定めるものである。

なお、この指針で使用する用語の定義については、法第2条の規定によるものとする。

建設工事及び特定建設資材廃棄物等の現状

1 建設業の許可及び解体工事業の登録の状況

県内の建設業者は、平成12年度末までに建設業法に基づく建設業の許可を受けた者が、8,148社となっており、そのうち解体工事業を営むことのできる土木、建築及びとび・土工のいずれかの業種の許可を有している者は、5,774社となっている。

また、法に基づき解体工事業の登録を受けた者は、平成13年11月末で24社となっている。

2 特定建設資材廃棄物の発生量の現状と今後の見込み

本県における特定建設資材廃棄物の発生量は、平成12年度国が実施した建設副産物実態調査（以下「センサス」という。）の結果によると、コンクリート塊が55万トン、アスフ

アルト・コンクリート塊が44万トン、建設発生木材が6万2千トンとなっている。

また、再資源化率は、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は90%を超えているが、建設発生木材についてはリサイクルが進んでおらず、11%と低迷している。

今後、公共工事等から発生するコンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については、公共投資が縮減されつつある現状から推測すると急激な増加は予想されず、おおむね横ばいで推移するものと考えられる。一方、建築物の解体工事から発生するコンクリート塊や建設発生木材については、今後、高度経済成長時に建設された建築物の更新時期を迎えることから、発生量は増加するものと考えられる。

3 特定建設資材廃棄物の処理施設の状況

平成12年度末における廃棄物処理法に基づく中間処理施設の許可施設の総数は、排出事業者が設置しているものが162施設、処理業者が設置しているものが163施設、その他（公共）が7施設で合わせて332施設となっており、その中でがれき類の破砕施設が98施設、木くずの破砕施設18施設、木くずの焼却施設が31施設となっている。また、それらの施設の能力は、木くず及びがれき類の破砕施設4万7千2百t/日、焼却施設1千4百t/日となっている。

中間処理施設の総数は増加しているが、焼却施設はダイオキシンへの対応等によって新規設置が困難となっており、また、構造基準等の強化により改造等のコストが多大となるため、小規模焼却施設を中心に休止や廃止がなされると考えられる。

4 最終処分場の状況

平成12年度末における廃棄物処理法に基づく最終処分場としての許可施設の総数は、排出事業者が設置しているものが5施設、処理業者が設置しているものが29施設、その他（公共）が3施設で合わせて37施設となっており、施設の種別では、安定型埋立処分場24施設、管理型埋立処分場11施設、遮断型埋立処分場2施設となっている。

また、平成13年3月末現在の最終処分場の残余容量の状況は、安定型処分場が267万7千m³（処理業者設置）で、管理型埋立処分場が441万7千m³（排出業者設置389万2千m³、処理業者設置52万5千m³）となっており、処理業者設置の管理型埋立処分場については、新たな民間処分場の立地がなく、過去数年の埋立実績（一般廃棄物の焼却灰の受入れを含む）のまま推移すれば平成18年度には不足すると思われる。

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向

1 基本理念

「環境立県くまもと」の実現のためには、県民、事業者及び行政がそれぞれの役割のもと、

連携を図りながら、建設工事から排出される建設資材廃棄物の有効な利用及び適正な処理に努めることにより、環境に与える負荷をできる限り少なくし、「循環型社会」を推進することが重要である。

そのためには、建設工事に係る建設資材の開発、製造から廃棄等に至る各段階において、廃棄物の排出の抑制、建設工事に使用された建設資材の再使用及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進などの循環型社会経済システムを構築することが求められており、建設工事の実態や建設業の産業特性を踏まえつつ、必要な措置を一体的に講ずる必要がある。

2 建設資材に係るリサイクルの基本方針

建設資材に係るリサイクルの基本方針としては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）における基本的な考え方を原則とし、まず、建設資材廃棄物の発生を抑制、次に、建設工事に使用された建設資材の再使用を行う。これらの措置を行った後に発生した建設資材廃棄物については、再生して原材料として利用する再生利用（マテリアル・リサイクル）を行い、それが技術的な困難性、環境への負荷の程度及び地域の特性等の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供する又はその可能性のあるものについては、熱エネルギーとして利用する熱回収（サーマル・リサイクル）を行う。

最後にこれらの措置が行われないものについては、最終処分を行うものとする。

なお、発生した建設資材廃棄物については、廃棄物処理法に基づいて適正な処理を行わなければならない。

3 分別解体等及び再資源化等に係る関係者の役割

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たって、関係者は適切な役割分担の下で、それぞれが連携しながら積極的に参加することが必要である。

建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者（以下「建設資材の製造者」という。）は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる有害物質等を含む素材を使用しないなどにより、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者（以下「建築物等の設計者」という。）は、端材の発生が抑制され、また、分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時の工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほかこれらに要する費用の低減に努める必要がある。

なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材など建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる建設資材を選択しないよう努める必要がある。

発注者

対象建設工事の発注者（以下「発注者」という。）は、対象建設工事の元請業者（以下「受注者」という。）に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

受注者

受注者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関して中心的な役割を担っていることを認識し、その下請人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

建設工事を施工する者

建設工事を施工する者（以下「建設工事の施工者」という。）は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

なお、解体工事を施工する場合は、法第 2 1 条に定める解体工事業の登録又は建設業法第 3 条に定める許可を有していることが必要である。

建設資材廃棄物の処理を行う者

排出した建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物を排出する事業者から委託を受けてその処理を行うもの（以下「建設資材廃棄物の処理を行うもの」という。）は、建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければならない。

県

県は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な調査、情報提供及び普及啓発に努めることとする。

市町村

市町村は、国や県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

なお、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（以下「政令」という。）第 8 条の規定により、法に定められた事務を行う特定行政庁及び保健所設置政令市は、分別解体等及び再資源化等に関する事務を適切に処理する必要がある。

4 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向

(1) 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的な方向

特定建設資材に係る分別解体等を実施し、それにより発生する特定建設資材廃棄物をそ

の種類ごとに分別し再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等が国が定める一定の技術基準に従って適正に実施される必要がある。

この技術は、特定建設資材に係る分別解体等の実施の対象となる建築物等によって異なる場合があり、建設工事を施工する者の知識、技能及び施工技術、新しい工法及び技術の導入等や使用される建設機械などの状況に応じて、適切な施工方法により分別解体等が実施される必要がある。

また、特に施工に当たって大量の建設資材廃棄物の排出が予想される解体工事については、最新の知識や技術等を有する者による施工が必要であるため、解体工事を施工する者の知識や技術力の向上を図るとともに分別解体等に関する技術を有する者に関する情報の提供や講習の実施等を行う必要がある。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的な方向

本県における建設資材廃棄物に係る現状及び課題を踏まえると、その発生を抑制し、減量化と再資源化を推進することは、環境への負荷が少ない循環型社会を形成するために重要なことから、対象建設工事のみならず対象工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用すること等を促進する必要があり、工事現場の状況や周辺環境等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解体等を実施し、これに伴って排出された特定建設資材廃棄物について再資源化等を実施することが望ましい。

また、分別解体等が困難であるためやむを得ず混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる廃棄物処理施設に搬出し、再資源化等を促進することが望ましい。

なお、これらの措置が円滑に行われるようにするためには、技術開発、関係者間の連携、必要な施設の整備等を推進することにより、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減することが重要である。

(3) 対象とする建設工事の規模に関する基準の考え方

建設工事の規模に関しては、政令第2条で定められた規模とするが、今後、再資源化施設の立地が進む一方、最終処分場の立地が見込まれない場合など、縮減よりも再資源化の方がより効果的と考えられる場合には、県民への過度の負担とならないこと等を勘案して、政令第2条に定める基準に代えて適用すべき対象建設工事の規模に関する基準を定めるものとする。

(4) 縮減で足りるとする距離に関する基準の考え方

縮減で足りるとする距離に関しては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則」(以下「施行規則」という。)第3条で定められた距離とするが、特定建設資

材廃棄物の発生量が急激に増加したり、最終処分場の立地が見込まれないなどから、特定建設資材廃棄物の減量が十分でないと考えられる場合は、県民への過度の負担とならないこと等を勘案し、施行規則第3条に定める基準に代えて適用すべき距離に関する基準を定めるものとする。

建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策

1 排出の抑制の必要性

建設資材廃棄物の排出量は、産業廃棄物全体に占める割合が高く、減量することが困難なものも多いことから、最終処分量についても高くなっている。

このため、限られた資源を有効に活用する観点から、建設工事に使用された建設資材の再使用などにより、最終処分の量を減らすとともに、排出を抑制することが特に重要である。

2 排出の抑制に係る関係者の役割

建設資材廃棄物の排出を抑制するためには、建築物等に係る建設工事の計画及び設計の段階から取り組むことが必要であることから、建設工事に関係する者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

建築物等の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要がある。

建設資材の製造者

建設資材の製造者は、工場等における建設資材のプレカット等の実施、その耐久性の向上並びに修繕が可能なものについては、その修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。

建築物等の設計者

建築物等の設計者は、当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努める必要がある。

発注者

発注者は、建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要がある。

建設工事の施工者

建設工事の施工者は、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるほか、端材の発生抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及

び耐久性の高い建築物等の建築等に努める必要がある。

特に、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要がある。

県

県は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むこととする。

市町村

市町村は、国や県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

1 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定

すべての関係者が廃棄物の減量と資源の有効利用をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化等に重点的に取り組むこととし、平成22年度における再資源化等率（工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。）は、下表の左欄に掲げる特定建設資材廃棄物の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率とする。

コンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものいう。以下同じ。）	95パーセント
建設発生木材（木材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	
アスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	

特に、県が発注する事業においては、再資源化等を先導する観点から、コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊について、今後、「ゼロエミッション」を目指すこととする。

また、再資源化率の実績の状況については、国が実施する「センサス」の結果をもって把握することとし、再資源化率の目標については、「センサス」の達成状況及び社会経済情勢の変化を踏まえて、必要な見直しを行う。

(注)「ゼロエミッション」:生活や産業活動からでる廃棄物を捨てるのではなく、新たに他の分野の原料や資源として活用し、最終的には埋立処分される量をゼロにする考え方。

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための基本的事項

特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、まずは必要な再資源化施設の確保、再資源化に要する費用の削減等に資する技術開発及び再資源化により得られた物の利用の促進が必要であり、具体的には関係者がそれぞれの役割の中で施策を実施していくことが必要である。

県及び市町村は、国の税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資等を積極的に活用するよう、その制度の普及啓発等に努めるとともに、特定建設資材廃棄物の再資源化施設の実態の把握など必要に応じて施策を推進する必要がある。

3 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための具体的方策

コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒土調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生粒度調整砕石等(以下「再生骨材等」という。)として、道路、港湾、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装(以下「道路等の舗装」という。)の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材に利用することを促進する。

建設発生木材

建設発生木材については、チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用することやこれらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、熱エネルギーとして利用することを促進する。

なお、再生品等について、更なる技術開発及び用途の開発が必要であることから、その動向等を踏まえつつ、木質再生品の利用促進を図る必要がある。

アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物(以下「再生加熱アスファルト混合物」という。)として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材又は基礎材等に利用することを促進する。

その他

プラスチック製品や石膏ボードなど特定建設資材廃棄物以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについては、工事現場の状況や周辺環境等を勘案し、できる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが必要である。

また、その再資源化等について、経済性の制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取組が行われることが必要である。

最終処分

再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分品目（環境に影響を及ぼすおそれの少ない産業廃棄物をいう。以下同じ。）については管理型処分品目（環境に影響を及ぼす恐れのある産業廃棄物をいう。以下同じ。）が混入しないように分別した上で安定型最終処分場（安定型処分品目の最終処分場をいう。）で処分し、管理型最終処分場（管理型処分品目の最終処分場をいう。）で処分する量を減らすように努める必要がある。

特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

1 再資源化により得られた物の利用についての考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠である。

また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、必要な品質が確保されていること、並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

2 再資源化により得られた物の利用に係る関係者の役割

特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用を促進するためには、建築物等に係る建設工事の計画及び設計の段階から、再資源化により得られた物をできる限り使用することが必要であることから、建設工事に関係する者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

建設資材の製造者

建設資材の製造者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要がある。

建築物等の設計者

建築物等の設計者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用した設計に努める必要がある。

また、このような建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得るよう努める必要がある。

発注者

発注者は、建設工事の発注に当たり、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り選択するよう努める必要がある。

建設工事の施工者

建設工事の施工者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努める必要がある。

また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努める必要がある。

建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努める必要がある。

県

県は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用促進のために必要となる調査、情報提供及び普及啓発の推進に努めるほか、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するよう努める。

市町村

市町村は、国や県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

3 再資源化により得られた物の公共事業での優先利用

県の事業では、平成13年度に策定した「熊本県グリーン購入指針」に基づき、民間の具体的な取組の先導的役割を担うことが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するものとする。既に、平成5年度から「建設発生材の再生利用指針」に基づき、県が発注する公共工事において、コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊の再生材及び建設発生土の利用を促進しており、今後とも継続して取り組むこととする。

具体的には、道路等の舗装の路盤材及び基礎材並びに擁壁の裏込め材については、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生骨材等が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、優先的に利用する。

また、道路等の舗装の基層用材料及び表層用材料についても、アスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、優先的に利用する。

木質の再生材については、当面、内装材としての利用を促進するものの、今後、国において実施されるモデル工事等の結果等も踏まえながら、利用される用途に要求される施工性や適用性の検討を行い、利用量の増大に努めるものとする。

なお、県の事業以外の公共事業においても、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のため、再生品の利用について積極的な啓発・普及等を行う。

特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及に係る事項

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進は、廃棄物の発生の抑制や減量化、資源やエネルギーの効率化等を通じて、環境への負荷をできる限り少なくする循環型社会を構築することになり、「環境立県くまもと」づくりの推進策の一つとなるものである。

このようなことから、分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の推進については、広く県民の理解と協力が必要であることから、インターネットを利用した情報の提供及び届出受理窓口でのパンフレット等の配布並びに公共団体が発行する広報誌への掲載等により、分別解体等や再資源化等に関する知識の普及・啓発を図ることとする。

さらに、特に分別解体等や再資源化等の実施義務を負う受注者や自主施工者については、当該義務を確実に実施することが重要なことから、必要に応じて講習の実施、資料や情報の提供等を実施する。

その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する重要事項

1 分別解体等及び再資源化等に要する費用の建設工事の請負代金の額への適切な反映

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するためには、要する費用が発注者及び受注者の間で適正に負担されることが必要である。

発注者

発注者は、自らに分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に関する責務があることを認識し、当該費用を適正に負担する必要がある。

受注者

受注者は、自らが分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うことができる費用を、請負代金の額として受け取ることができるよう、分別解体等の実施を含む建設工事の内容を発注者に十分に説明する必要がある。

また、対象建設工事の受注者と建設工事の施工者間においても、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が適正に負担されることが必要である。

県・市町村

県・市町村は、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に直結する重要事項であることを地域住民に対し積極的に周知し、当該費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努める必要がある。

2 各種情報の提供等

県は、受注者が特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たって必要となる施設の稼働情報、解体工事業を営む者の企業情報等の提供がなされるよう、インターネット等を活用し

た情報システム等の活用や普及に努める。

3 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生の抑制等

特定建設資材廃棄物の処理の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令等を遵守し、有害物質等の発生の抑制及び周辺環境への影響の防止を図らなければならない。

また、フロン類、非飛散性アスベスト、CCA処理木材、PCBを含有する電気機器等の有害物質についても、発生の抑制及び周辺環境への影響を配慮し、関係法令に従って適切に処理する必要がある。

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の確保に関する事項

1 適正な実施の確保

県及び市町村は、特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために、必要に応じて国との協議を行い、連携協力していくこととする。

2 指針の見直し

県は、法の施行状況、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況、特定建設資材の再資源化施設等の立地状況及び建設副産物に関する調査の結果や社会経済状況の変化等を踏まえ、本指針の内容について見直しを行うなど、必要な措置を講ずることとする。